

## 議第67号

**県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を  
求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和4年度において県が行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	250,000	33,000	283,000
	米原市	3,000,000	△ 182,000	2,818,000
	<b>計</b>	<b>3,250,000</b>	<b>△ 149,000</b>	<b>3,101,000</b>
県営農道整備事業	彦根市	8,050,000	5,840,000	13,890,000
	甲賀市	16,000,000	11,103,000	27,103,000
	<b>計</b>	<b>24,050,000</b>	<b>16,943,000</b>	<b>40,993,000</b>
県営みずすまし事業	長浜市	3,575,000	△ 3,561,000	14,000
	東近江市	7,150,000	3,300,000	10,450,000
	<b>計</b>	<b>10,725,000</b>	<b>△ 261,000</b>	<b>10,464,000</b>
県営農地防災事業	近江八幡市	3,000,000	1,486,000	4,486,000
	高島市	4,560,000	4,640,000	9,200,000
	<b>計</b>	<b>7,560,000</b>	<b>6,126,000</b>	<b>13,686,000</b>
単独道路改築事業	大津市	64,144,600	7,072,400	71,217,000
	彦根市	5,250,000	△ 31,800	5,218,200
	長浜市	32,555,250	2,123,400	34,678,650
	近江八幡市	11,885,850	△ 507,150	11,378,700
	草津市	39,188,200	△ 17,810,800	21,377,400
	守山市	6,800,000	2,874,200	9,674,200

議第67号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第67号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	栗東市	12,400,000	399,600	12,799,600
	甲賀市	15,268,650	1,838,100	17,106,750
	野洲市	2,700,000	2,325,000	5,025,000
	湖南市	2,309,100	1,398,150	3,707,250
	高島市	14,400,000	△ 380,040	14,019,960
	東近江市	31,155,000	1,613,475	32,768,475
	米原市	15,795,450	△ 1,052,250	14,743,200
	日野町	7,067,250	△ 57,450	7,009,800
	竜王町	3,600,000	700,000	4,300,000
	愛荘町	8,304,900	△ 566,175	7,738,725
	豊郷町	3,620,100	△ 30,300	3,589,800
	甲良町	3,000,000	120,000	3,120,000
	<b>計</b>	<b>291,457,700</b>	<b>28,360</b>	<b>291,486,060</b>
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	12,100,000	△ 676,520	11,423,480
	彦根市	3,030,000	1,641,332	4,671,332
	長浜市	1,000,000	3,500,025	4,500,025
	米原市	12,000,000	664,785	12,664,785
	多賀町	5,150,000	△ 534,890	4,615,110
	<b>計</b>	<b>35,780,000</b>	<b>4,594,732</b>	<b>40,374,732</b>
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	250,000	△ 151,240	98,760
	長浜市	5,250,000	△ 1,036,340	4,213,660
	近江八幡市	650,000	△ 119,250	530,750
	東近江市	8,070,000	6,500,000	14,570,000
	米原市	8,000,000	5,000,000	13,000,000
	多賀町	230,000	△ 160,700	69,300
	<b>計</b>	<b>22,450,000</b>	<b>10,032,470</b>	<b>32,482,470</b>
補助都市計画街路事業	大津市	51,750,000	21,600,000	73,350,000
	彦根市	694,583,333	△ 63,666,667	630,916,666
	<b>計</b>	<b>825,083,333</b>	<b>△ 42,066,667</b>	<b>783,016,666</b>
単独都市計画街路事業	守山市	9,221,700	△ 58,350	9,163,350
	栗東市	3,978,300	58,350	4,036,650
	<b>計</b>	<b>23,100,000</b>	<b>—</b>	<b>23,100,000</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和4年10月14日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第133号）」の金額を改めようとするものである。

議第67号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて